

国保連合会で取扱いなし公費について

下記の公費については、社会保険診療報酬支払基金へ請求してください。

- 公費12（生活保護法・医療扶助）
生活困窮者に対し保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障することにより自立を助長する

- 公費13（戦傷病者特別援護法・療養の給付）、公費14（戦傷病者特別援護法・更生医療）
軍人軍属であった者に公務上の傷病に対する補償

- 公費22（麻薬及び向精神薬取締法）
麻薬・向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図る

- 公費29（感染症法・新感染症の患者の入院）
結核以外の感染症の発生の予防及び蔓延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る

- 公費30（心神喪失者等医療観察法・医療の給付）
重大な他害行為を行い心神喪失等で不起訴になった者等に、裁判官・精神保健審判員が決定した入院・通院（精神保健観察）

【返戻事例】

診療報酬明細書				1 医 科				
平成 30 年 ○ 月 分								
-		-		保 険 者 番 号	4 5 x x x x	給 付 割 合	10 9 8	7 ()
公負①	1 2 4 5 x x x x	公受①		被保険者証・被保険者手帳等の記号番号				
公負②		公受②						
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 公費12の請求は社会保険診療報酬支払基金へ請求 </div>								
名							診 療 実 日 数	日
(摘要)								
療 養 の 給 付	保 險	請 求 点	※ 決 定 点	一 部 負 担 金 額	円			